

宮城県気仙沼合同庁舎地場産品直売会 出店要領

1 直売会開催の目的

宮城県気仙沼地方振興事務所管内（気仙沼市及び南三陸町）の事業者による直売会を開催することで、管内の地場産品の消費拡大を図る。

（参考：宮城県の地産地消の取組）

毎月第1金曜日・土曜日・日曜日

「食材王国みやぎ地産地消の日」

10月、11月

「食材王国みやぎ地産地消推進月間」

※10月、11月は第3金曜日・土曜日・日曜日も「食材王国みやぎ地産地消の日」

2 販売商品

- （1）冷凍品・冷蔵品等温度管理が必要な商品を販売する場合は、適切に温度管理ができる冷凍・冷蔵ケース（機械式）を持ち込むこと。
- （2）酒類については、酒類販売許可を持つ事業者等であれば販売可能とするが、販売に当たっては、税務署からの酒類に関する臨時販売許可を受けること。
- （3）実施場所での調理行為、火気の使用は厳禁。
- （4）食品表示法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法その他関係法令に定める規定に違反していないもの。

3 出店・販売方法等

- （1）出店準備は、原則として午前9時から10時50分まで、撤収時間は午後1時から午後2時までとする。
- （2）販売時間は、午前11時から午後1時までとする。
- （3）出店準備、販売及び片付けは出店者が行うものとする。
- （4）出店料は無料とする。
- （5）出店スペースは、原則として1出店者あたり1ブース（貸与する長机2台分：幅180cm×奥行き90cm）とし、長机2台、パイプ椅子2脚は、宮城県気仙沼地方振興事務所が用意する。（※レイアウトは別添のとおり。）また、各ブースごとに電源の使用は可とする。なお、出店ブースは、宮城県気仙沼地方振興事務所で調整する。
- （6）出店に必要な消耗品（買い物袋、包装紙及びディスペンサー等）は出店者が用意すること。
- （7）駐車場は、宮城県気仙沼合同庁舎前の駐車場を使用可能とする。
- （8）使用済の段ボールやゴミ等については、出店者が持ち帰るものとする。また、来庁者の目に触れる場所にゴミ等を放置しないこと。

4 報告事項

直売会終了後、宮城県気仙沼地方振興事務所へ売上金額等を報告するものとする。

なお、報告事項については別途定める。

5 感染症対策について

- （1）体調が優れない場合は直売会に従事しないこと。
- （2）販売等従事者は、マスクを着用し、手洗い・手指消毒を徹底すること。なお、必要となる

「マスク」や「消毒薬」等は各事業者で準備すること。

■出店時の留意事項

- ◇ 食品衛生法により、原則全ての食品等営業者にHACCPに沿った衛生管理が求められます。
- ◇ 出店者は、一部の届出対象外営業者を除き、事前に『気仙沼保健所』へ届出をする必要があります。令和3年6月以降、これまで許可・届出が不要であった完成品（包装品）や弁当・総菜、野菜果物等の販売も届出対象になりますので注意してください。
- ◇ 原則、全ての食品等営業者に食品衛生責任者の設置が求められます。

6 宮城県気仙沼合同庁舎 1 階ロビー レイアウト

